

射撃場の管理および使用に関する訓令

[最終改正 令和6.3.8 京都府警察本部訓令第3号]

目次

- 第1節 総則（第1条－第5条）
 - 第2節 射撃場の管理（第6条－第8条）
 - 第3節 射撃場の使用（第9条－第11条）
- 附則

第1節 総則

（趣旨）

第1条 この訓令は、京都府警察の射撃場（以下「射撃場」という。）の管理及び使用に関し、必要な事項を定めるものとする。

（管理者）

第2条 射撃場の管理者（以下「管理者」という。）は、教養課長とする。

2 管理者は、射撃場の管理についての責に任じ、射撃場を常に最良の状態におき、かつ、その施設の不備から危険を生じることのないよう注意しなければならない。

（管理担任者）

第3条 管理者は、部下職員の中から射撃場管理担任者（以下「管理担任者」という。）を命じ、管理者を補佐して射撃場の実際の管理にあたらせるものとする。

（訓練立会責任者）

第4条 射撃場における射撃訓練（以下「訓練」という。）を実施する場合は、その訓練の責任者として訓練立会責任者を置かなければならない。

2 訓練立会責任者は、訓練を実施する場合は、その都度管理者の承認を受けなければならない。

3 訓練立会責任者は、常に射撃場の使用上適切な指揮を行い、かつ、不慮の事故を生じないよう細心の注意を払わなければならない。

4 訓練立会責任者の指定等については、別に定める。

（訓練指導者等）

第5条 訓練を実施する場合は、訓練の徹底及び事故の防止のため、訓練指導者を置かなければならない。ただし、実射訓練を行うときは、更に実射訓練指揮官を置くものとする。

2 訓練指導者及び実射訓練指揮官の指定等については、別に定める。

第2節 射撃場の管理

（留意事項）

第6条 管理担任者は、常に次の各号に留意して、射撃場並びにその附属施設、備品及び訓練用具の維持管理に当たらなければならない。

- (1) 常に射撃場の清潔整頓につとめること。
- (2) 標的及び標的わくは、破損し、又はでい土によつて汚損しないよう常に丁寧に扱うこと。
- (3) 射撃場が現に使用されていないときは、標的を取りはずし、ゆがまぬように保管しておくこと。

- (4) 射撃場が暫時使用されないと思われるときは、標的わくを取りはずし、保管しておくこと。
- (5) 標的変動装置は、1週間に1回以上点検し、油手入れを行い、腐しよく防止に努めること。
- (6) 常に着弾地点の廃弾を除去し、廃弾の飛散による危害防止に努めること。
- (7) 射撃場の施設、備品、訓練用具その他が破損し、又は修理を要するものと認めるときは、管理者に報告し、指示を受けること。

(保管)

第7条 管理担任者は、附属品及び訓練用具をかぎのある倉庫に納めて保管しなければならない。この場合、所定の倉庫がないときは、盗難及び破損の慮れない適当な場所に保管しなければならない。

2 倉庫のかぎは、管理担任者が保管するものとし、管理担任者が不在のときは、管理者があらかじめ指定する臨時責任者に、必ず、かぎを保管させなければならない。

(射撃施設及び備品台帳)

第8条 管理担任者は、別記様式第1号に規定する射撃施設及び備品台帳を備え、所定の事項を記入し、常にその施設の状況並びに附属器具及び訓練用具の員数を明らかにしておくとともに、随時必要な補修手入れを行い、常に最善の状態にあるようにつとめなければならない。

第3節 射撃場の使用

(厳守事項)

第9条 射撃場を使用するときは、警察官等拳銃使用及び取扱い規範（昭和37年国家公安委員会規則第7号。以下「規範」という。）及びけん銃操法（昭和37年警察庁訓令第9号）を厳守しなければならない。

第10条 訓練立会責任者は、射撃場を使用するときは、規範第14条に規定する安全規則を常に厳守させるほか、特に次の各号を守らなければならない。

- (1) 訓練開始に当たっては、射撃場施設の完否を確認すること。
- (2) 訓練開始から終了まで見易い場所に射撃中である旨を掲示又は赤旗（縦60センチメートル、横1メートル）を掲揚すること。
- (3) 標的以外に向つては、絶対に射撃させないこと。
- (4) 訓練終了後は直ちに射撃場を整備し、清掃すること。
- (5) 弾薬その他附属器具類を放置し、又は不注意によつて盗難にかかり、若しくは遺失し、又は疎略な取扱いによつて損傷することがないように注意すること。

(報告)

第11条 訓練立会責任者は、訓練終了後別記様式第2号に規定する射撃場使用簿に所定の事項を記入して管理者に提出し、射撃場使用の終了したことを報告しなければならない。

附 則

(施行期日)

1 この訓令は、公布の日から施行し、昭和30年7月1日から適用する。

別記

様式第1号（第8条関係）

射撃施設及び備品台帳

施設	所在地	
	敷地面積	
	射屋面積	
	標的数	
	倉庫その他家屋面積	
備品	射撃台	
	照準鑑査器	
	三角照準器	
	机・椅子	
	けん銃架	
	その他	

様式第2号（第11条関係）

訓練	使用日時	年 月 日 時 分から 分まで		
	訓練立会責任者 所属、階級、氏名			
	訓練指導者 所属、階級、氏名			
	実射訓練指揮官 所属、階級、氏名			
	被訓練者所属人員			
概要	訓練種目	射距離 種目		
	使用けん銃 種類及び 使用弾数	銃 種	挺 数	使用弾数
				発
				//
				//
事故の有無	けん銃事故			
	施設器具の破損			
備考				